

扶養控除と児童手当

はじめに

の税制改正により平成23年 計算において、平成22年度 養親族に対する扶養控除が されたことに伴い、年少扶 分から、子ども手当が創設 また、同時に、高校の実 わが国における所得税の

以上19歳未満が特定扶養親 質無償化に伴い、年齢16歳 が、この児童手当のうち、 止され、児童手当となった 族から除外された。 子ども手当はその後に廃

> 婦で子ども2人のモデル世 月額0・5万円)について されることとなった。 とする。)への支給が廃止 円は、会社員の夫と専業主 で異なり、年収1200万 令和3年10月支給分から年 帯。以下、年収1200万 (所得制限は扶養家族の数 一の記載では同様のモデル 1200万円以上の世帯

児童手当という給付制度に る扶養控除である税制と、 おける課題について考えて 今回は、所得税法におけ

付」(子ども一人につき、

現在の扶養控除と児童手当制度

合の扶養控除は、平成22年

子どもを扶養している場

分までは1人につき38万

38万円とし、特定扶養親族 から除外された。 齢16歳以上から19歳未満の 象から除外され、また、年 養親族とし、扶養控除の対 子どもについては扶養控除 16歳未満の子どもを年少扶 に25万円を加算)だった。 平成23年分からは、年齢 と、子どもが年齢3歳未満 額は、所得制限の範囲内だ

届を市区町村に提出し、そ の子どもを養育している世 日後の最初の3月3日まで の際に、児童手当の手続認 付)である。 市区町村に現況届を提出し 定請求(申請)も行う。 帯に支払われる手当(給 2回目以降は、毎年6月、 子どもが生まれると出生

歳以上3歳未満)に該当す

P、特定扶養親族(年齢16

る場合には63万円(38万円

し受給するようになる。 児童手当は、15歳の誕生 児童手当で支給される金

までは月額1・5万円)が では月額1万円(ただし、 円、年齢3歳以上中学生ま 給付される。 第3子以降は、小学校修了 所得制限限度額は、現行

が0人の場合は622万円、 の制度で、扶養親族等の数 るごとにつき所得制限限度 扶養親族等の数が1人増え

所得制限限度額を超える

き、月額0・5万円が給付 により、子ども1人につ

3 疑問視される点

るものであり、家計の収入 支給されるよう所得制限を の如何にかかわらず確実に るという理念のもと実施す 会を担う子ども一人ひとり 付)へ」というものである。 方は、「控除から手当(給 設けないこととしていま の育ちを社会全体で応援す いことが一般的です。 『子ども手当は、次代の社 。なお、諸外国の制度に いても所得制限は設けな われた際の基本的な考え 平成22年度の税制改正が 当初の国側の考え方では

者に適用される税率が高い が、所得控除は、同額の所 されることとなっています 得を控除した場合、高所得 とあわせて、年少扶養控除 (15歳以下に適用)が廃止 また、子ども手当の創設 得制限を設けないといった 確実に支給されるように所 計の収入如何にかかわらず たのであろうか。 趣旨はどこにいってしまっ にも違和感があったが、家

となる(例えば、扶養親族 年収130万円以下の配偶 額は38万円を加算した金額 度額は812万円となる。)。 者等)の場合の所得制限限 等の数が5人(児童4人と

場合には月額1・5万

世帯については、特例給付

ことから、高所得者の負担 軽減額は大きい一方で、低 な人に有利な手当に切り替 から、相対的に支援の必要 高所得者に有利な所得控除 い税率の適用される低所得 者の負担軽減額は高所得者 より小さくなります。 子ども手当は、相対的に

は、所得控除で何らかの調 まうので、所得税制の中で 事務的には煩雑になってし 得金額の中で調整するのも できなくなる金額分を総所 整をするしかない。 所得金額の計算上、受給

が無い場合には、年少扶養 扶養控除を認めるのも一つ 親族であってもいくらかの の方法として考えられる。 例えば、児童手当の受給 この方法を現実的に考え



克典 【葛飾】

整計算を行う方法である。

計算を行えば良いのではな

しまう。住民税の方で調整

年末調整を行った給与支

所得税の確定申

て考えたの

は、住民税で調

そしで、

一つの方法とし

ることは二度手間となって 得税の税額で再度、調整す

はない。

制度を設っ

るのも現実的で

できるので、国税である所

提言

4

を検討する。 もへの支援は、所得の多寡 要であると考え、その方法 に関わらず、ある程度は必 次世代の社会を担う子ど

は現実的ではない。 令和3年5月21日の改正法 活させることを考えるが、 案が成立したにもかかわら ず、直ぐに戻すようなこと に児童手当の特例給付を復 一つは、先般、改正され

的ではない。 児童手当を受給している場 とは実務的に考えても現実 することとなるが、子ども では個々に税率を変えると 合と受給していない場合と を養育している場合と養育 していない場合、または、 そうなると、税制を改正

立しなくなる。

所得制限が設けられた際

の改正で、その考え方は成

しかし、今回の児童手当

するものです。』・ことある。

えるという「控除から手当

八」の考え方に沿って実施

ば、このような場合に

告書には、

16歳未満の扶養

町村で照合、確認したうえ

重手当を支給している市区 除してしまうのではなく児

で、その分を税額控除する

の扶養親族の有無、所得金 とになっており、16歳未満 親族の氏名等も記載するこ

民税で行う方が合理的であ となれば、所得税よりも住

は、給与所得者の場合、年 末調整の際に勤務先へ扶育 控除等申告書を提出する際 に何らか判別するための記

いるように感じる。そのた おり、現状として、すべて 告書の記載は煩雑になって 告書兼所得金額調整控除申 等(異動)申告書、基礎控 煩雑にするようなことは避 め、これ以上、年末調整を 除申告書兼配偶者控除等申 している人は少なくなって を正確に記入し会社へ提出 しかし、すでに扶養控除

ミス、入力ミスなども起き からもらう情報誤りに伴う 年末調整の計算等もコンピ やすくなってしまう。 が、現実的には給与所得者 行えれば可能かもしれない ュータを用いて専用ソフト により計算されることが多 、。しかし、正確な入力が また、近年においては、

められたのに、新たな給付 くはない。 控除を行うことは税の簡素 化とも相反するので望まし もちろん、給付が取りや したがって、新たな所得

告のデータ 払報告書、

の両方を把握し

で年少扶養親族がある場合

年収が1200万円以上

ので、住民税での調整計算

で、確認もせずに税額を控

には、児童手当がないの

ているのが市区町村である

を検討した

給与支払報告書や確定申

載が必要になる。 の有無も市 額などから児童手当の受給 5

三区町村側で判別

結論

で、国に完全に騙されてし を、今回の児童手当の改正 が行われたことにある。 わらず、児童手当の見直し いう考えがあったにもかか は、「控除から手当へ」と いう方針で動いていたもの ことが起きてしまった原因 特に、控除から手当へと そもそも、今回のような

ではないか。

対策と逆行している。 増やすようなことは少子化 子育て世帯の家計の負担を 今回のように結果的には

理論とは全く性質を異にす ある。 いく費用も時間も育ててい わらず、子どもを養育して て、国として必要な子育て 単に財源等の問題であっ る側の立場に立てば同じで 所得の多い少ないにかか 今回の児童手当の改正は

> るものだ。将来の担い手で なるとは思えない。もっと 競争で勝てる未来の人材に 抑えているようでは、国際 ある子ども達の養育費用を 別の財源確保を考えるべき

制度も変えなければならな では扶養控除の改正を行っ はセットとして考えるべき いのは当然であり、両制度 たのであれば、もう片方の をセットとして考え、税制 過去に、税制と給付制度

まったように感じてしま

厚生労働省「子ども手当

osirase/100407 - 1.htgo.jp/bunya/kodomo/

について 一問一答」

(https://www.mhlw.